

新型コロナウイルス感染症拡大防止における 市内体育施設利用時の遵守事項について

令和2年5月28日改訂
高梁市

6月1日（月）～ 当分の間

※有漢スポーツパークグラウンドゴルフ場は6月2日（火）から

以下の「市内体育施設利用時の遵守事項」を承諾した上で利用すること。

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせること
 - ・ 体調がよくない場合（例：発熱、咳、咽頭痛などの症状がある場合）
 - ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 以下の感染予防対策を行った上で施設を利用すること
 - ・ マスクを持参すること（受付や着替え時等の運動をしていない際や会話をする際の着用など）
 - ・ アルコール消毒液等の準備、または手洗いの実施（利用者の手指・道具等の消毒など）
 - ・ 3つの密【密閉・密集・密接】の回避（施設利用時の換気、他者との距離確保など）
- 代表者は、施設利用者の状態を把握した記録を保管（1カ月間）すること ※別紙参考
- 利用者が施設利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は速やかに施設管理者に報告すること ・高梁市民体育館 ☎ 0866-22-1880 ・スポーツ振興課 ☎ 0866-21-0425
- 各所属上位団体からの自粛要請等、各自・各団体において現状における方針を確認した上で利用すること
- その他、施設管理者が感染予防対策として指示する事項を遵守すること

注) 新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していますので、状況に応じて対応に変更が生じる場合もありますので、ご了承ください。

高梁市教育委員会スポーツ振興課
TEL：21-0425
FAX：21-0262